

I 手引きの作成に当たって

1 はじめに

林業は、森林資源を「植える→育てる→伐る→使う→植える」というサイクルで循環利用し、継続的に木材等の林産物を生産する産業です。

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用を確立し、林業の成長産業化を図るためには、これまでの間伐等の保育作業に加え、主伐及び主伐後の再造林を確実に進めることが求められます。

また、公益的機能の維持・発揮のため、主伐後は再造林による適切な更新を図るとともに、間伐等の保育作業も着実に実施していくことが必要です。

一方で、木材価格の低迷から森林所有者の施業意欲は減退し、本県における主伐後の再造林率は3割程度に留まっているため、水源かん養や土砂災害防止等の森林の公益的機能の低下が懸念されています。

この状況を改善していくためには、伐採事業者と造林事業者が連携体制をつくり、あらかじめ森林所有者に対して主伐から再造林までの計画を説明して理解を得るとともに、新しい技術の導入等により伐採や造林作業に要するコストを大幅に削減することで、森林所有者の収益の向上を図り、再造林に対する投資意欲を喚起していくことが重要です。

これらの点を踏まえ、伐採作業と造林作業の連携体制の構築や低コスト再造林等の普及・定着等に向け、この度、「伐採と造林の連携等に関するガイドライン」とともに低コスト化に向けた手法等を取りまとめた手引きを作成しました。

伐採作業と造林作業における実効性のある連携体制の構築や、適切かつ低コスト化した伐採と造林等を進める一助として、この手引きを活用してください。

なお、この手引きは、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について（平成30年3月29日 29林整整第977号 林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考に作成したものです。

2 利用に当たっての留意事項

この手引きは、「伐採事業者」及び「造林事業者」を主要対象として作成しています。

しかしながら、伐採事業者及び造林事業者だけではなく、必要に応じて県や市町の職員等と、

- ・連携に当たっての課題整理や協定内容の整理
- ・現場における連携作業の段取り
- ・森林所有者に対する説明会の開催
- ・補助事業の活用
- ・路網整備の計画
- ・集約化による森林経営計画作成

について、積極的に議論していくことが重要であることから、関係機関、団体においても、主伐－再造林の推進にあたりこの手引きを参考にしてください。

本手引きについては、社会情勢の変化、研究の成果、技術等の動向の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとします。